

盛岡広域都市計画地区計画の決定（盛岡市決定）

盛岡市告示第 502 号

令和 8 年 9 月 28 日

盛岡広域都市計画永井西地区地区計画を次のように決定する。

名	称	永井西地区地区計画
位	置	盛岡市永井12地割及び13地割並びに下飯岡21地割の各地内
面	積	約0.9 h a
地区計画の目標		本地区は、岩手飯岡駅から西方約 1 k m、盛岡南インターチェンジから東方約 1 k m に位置し、一般国道46号をはじめ、整備が予定されている一般国道 4 号盛岡南道路及び主要地方道上米内湯沢線の広域幹線道路への接続が容易な地区である。また、農業が盛んな永井地域の中心に位置し、本市農業の特徴である「都市近郊型農業」が色濃く反映された地区であり、盛岡農業振興地域整備計画では、本地区における大型産地直売所施設が生産者と消費者をつなぐ要として本市農業の発展に欠かすことのできない施設として整備を推進することとしている。 このため、周辺の良い田園風景や自然環境との調和とともに、本地区の特色を生かした営農環境の創出を図り、本市の農業振興に資する地区の形成を目指すものとする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用に関する方針	本地区の交通利便性を生かし、盛岡農業振興地域整備計画に位置付けられている農業振興に資する施設の立地を誘導し、周辺の田園風景や自然環境と調和したゆとりのある土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	
	建築物等の整備の方針	本地区は市街化調整区域であることから、地域の良好な営農環境を損なわないように配慮し、周辺の田園景観や自然環境と調和した施設を適正に誘導する。
	その他当該区域の整備及び開発に関する方針	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	
			地区の面積	
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築することができる。 ① 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの。 ② 前号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5第1項で定めるものを除く。）	
		建築物等の容積率の最高限度	10分の8	
		建築物等の建蔽率の最高限度	10分の4	
		建築物等の敷地面積の最低限度	7,000 ㎡	
		壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1 m 以上とする。	
		建築物等の高さの最高限度	10m	
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物は自己の用に供する広告物で、色彩、形態等の意匠は、周囲の景観に配慮したものとする。 建築物の色彩は、原色を避け、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とする。	
		かき又はさくの構造の制限	道路に面して設置するかき又はさく（門柱及び門扉を除く。）の構造は、次に掲げるもの又はこれらを併設するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。 ① 生け垣、板塀又は竹垣 ② 地盤面から高さが0.6m以下のコンクリート塀又は基礎等 ③ 全体の高さが1.8m以下の透視可能な鉄柵等	

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」